

司法試験法第10条に規定する受験禁止期間に関する処分基準(案)

受験禁止期間	態 様
1 年	他の受験者の答案をのぞき込むなどの不正行為
3 年	メモなどを持ち込んで答案作成に利用するなどの悪質な不正行為
5 年	替え玉受験などの極めて悪質な不正行為

- (注) 1 不正行為とは、不正の手段によって司法試験を受け、若しくは受けようとした行為又は司法試験法若しくは同法に基づく法務省令に違反した行為をいう。
- 2 過去に不正行為を行った者が、再度不正行為を行った場合については、その態様に応じて受験禁止期間を加重する。
- 3 不正行為の内容又は情状により受験禁止期間を加重又は減免することができる。